

地方公共団体間の連携（消費生活相談・消費者教育）

賀茂地域に
1市5町と
県による
「賀茂広域消費生活センター」
を共同設置

消費生活センターが未設置であった賀茂地域において、賀茂地域1市5町と県が連携して「**賀茂広域消費生活センター**」を共同設置した。

【賀茂1市5町の業務】

- 消費生活相談
- 消費者教育

【県の業務】

- 県民相談

共同設置

賀茂地域消費生活センター

<消費生活相談、消費者教育、県民相談>

地域で複雑、高度化する事案に対応できる消費生活相談・消費者教育体制を確立した。

⇒消費生活相談件数が設置前後で3倍に

⇒出前講座の実施など消費者教育を受ける機会が増加

消費者教育の教材の現状分析

【各市町の消費者向けの啓発のための資材等の整備状況を整理】
幼児期から高齢期までの年代別・目的別に、各市町がそれぞれ作成している消費者教育の教材の現状把握を行い、お互いに情報共有するとともに、今後の啓発資材等の作成や消費者教育推進事業に活用。

行政職員のスキルアップ

【消費生活相談の窓口となる職員向けの相談対応マニュアルの作成】
消費生活相談員の不在時に対応にあたる行政職員に対し、相談者の不安を和らげ、次の相談につなげるための初期相談対応マニュアルを作成し、相談対応に活用。

消費者教育教材の共同開発

【中学生向け出前講座モデル教材の作成】
消費者教育を推進するため、「これからの消費者」である世代（特に中学生）にもわかりやすいモデル教材を共同で作成し、出前講座に活用。

県内の消費生活相談・消費者教育の機能が向上

